

豊島区放課後対策事業案内



*令和5年度現在の事業内容です。

今後、放課後事業の施策見直しに応じて内容が変更になる場合があります。

令和5年6月発行

豊島区 教育部 放課後対策課

住 所：豊島区南池袋 2-45-1 7階

電 話：03-3981-1058(直通)

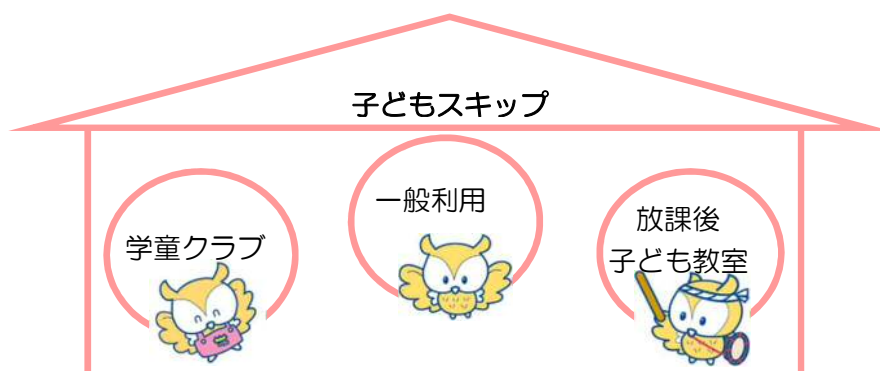
受付時間：午前8時30分～午後5時(平日)

I	子どもスキップってどんなところ？	- 2 -
II	子どもスキップ（一般利用）基本事項	- 2 -
	1：子どもスキップの一般利用	- 2 -
	2：放課後子ども教室	- 3 -
III	学童クラブ基本事項	- 4 -
	1：学童クラブ	- 4 -
	2：利用条件	- 5 -
	3：利用料の減免	- 7 -
	4：間食の取扱い	- 7 -
	5：新規利用申請の時期・提出書類	- 8 -
	6：障害のある児童（通級・医療機関の診断等含む）の利用	- 10 -
	7：入退室管理システム（ミマモルメ）	- 10 -
	8：保護者会・個人面談	- 10 -
	9：行事・学習	- 10 -
IV	子どもスキップ全般及び一般利用についてよくあるご質問	- 11 -
	Q1：一般利用と学童クラブの主な違いはなんですか？	- 11 -
	Q2：障害のある児童も一般利用は可能ですか？	- 11 -
	Q3：ケガをした場合、保険はどのようになっていますか？	- 11 -
	Q4：感染症などで学級閉鎖・学年閉鎖になった場合は利用できますか？	- 11 -
V	学童クラブについてよくあるご質問	- 12 -
	Q1：学童クラブではどのように過ごしていますか。	- 12 -
	Q2：どこの学童クラブを利用したらよいですか？	- 13 -
	Q3：申請をしても利用できないことはありますか？	- 13 -
	Q4：待機はありますか？	- 13 -
	Q5：2、3年生になっても、引き続き同じ学童クラブを利用できますか？	- 13 -
	Q6：持病がある児童も利用は可能ですか？服薬管理等はしてもらえますか？	- 13 -
	Q7：児童が病気時の取り扱いはどうなりますか？	- 13 -
	Q8：学校から学童クラブまで送ってもらえますか？	- 13 -
	Q9：仕事が午後6時には終わらないので、お迎えにいけません。	- 14 -
	Q10：学童クラブから塾へ行き、また学童クラブへ戻ることは可能ですか？	- 14 -
	Q11：夏休みの過ごし方やお弁当について教えてください。	- 14 -
	Q12：兄一般利用、弟学童クラブです。夏休みなど一緒に昼食はとれますか？	- 14 -
	Q13：夏休みの学校でのプール指導後に、学童クラブの利用はできますか？	- 14 -
VI	その他の放課後事業についてよくあるご質問	- 15 -
	Q1：放課後子ども教室について教えてください。	- 15 -
	Q2：校庭開放事業について教えてください。	- 15 -
VII	子どもスキップ施設一覧	- 16 -

I 子どもスキップってどんなところ？

放課後の小学生の「生活」「遊び」「学び」の場です。小学校の敷地内や隣接する区民ひろば内にあり、区内在住または区立小学校に在学している全小学生が利用できます。

- ◆一般利用：届出により全児童が利用可能。
- ◆学童クラブ：保護者の就労などにより、家庭が留守になる児童が対象。
- ◆放課後子ども教室：地域住民の参加と協力により、学習やスポーツなどの様々なプログラムに取り組むことができる教室。



II 子どもスキップ（一般利用）基本事項

1：子どもスキップの一般利用

保護者と児童の間で帰りの時間を決める自主的な利用です。

対象者	豊島区内在住、または豊島区立小学校に在学の児童
利用時間	○授業のある日 当該小学校の放課後～午後6時（土曜日は午後5時まで） ○授業のない日 午前9時～午後6時（土曜日は午後5時まで） *冬季時、校庭開放終了時間が午後4時30分の場合は、 <u>午後4時30分以降は子どもスキップ内で過ごせます。</u> ◇休業日…日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）
利用施設	豊島区在住の児童はすべての子どもスキップ 他区在住で豊島区立小学校に通う（区域外就学）児童は、在学校の子どもスキップのみ
利用料	無料
利用方法	利用には一般利用届出書（氏名、住所、電話番号、学校名記入）の提出が必要です※緊急時の連絡のため、必ず保護者が記入し子どもスキップに提出してください。 ① 一度帰宅してからの利用…帰宅してから、子どもスキップへ行く ② 直接利用…帰宅せずに、学校からランドセルを持って、直接子どもスキップへ行く

- * 一般利用届出書の提出は、一施設につき1回（各施設で随時受付）ですが、年度ごとに届出内容の確認を行います。保護者の連絡先等が変更になった場合は、速やかに各子どもスキップへ届け出てください。
- * 当該小学校の集団下校日（校外班帰り）や防災引渡し訓練日等には「直接利用」はできません。
- * 新1年生は、入学式後の地域別集団下校の期間が終了してから「直接利用」することができます（学校により期間は異なります）。
- * 「直接利用」として子どもスキップを利用する場合は、利用途中に子どもスキップ以外の場所（塾や友だちの家など）へ行くことはできません。
- * 「直接利用」の帰路での事故は、区立小学校在学児童に限り、学校の保険（日本スポーツ振興センター共済制度）の対象になります。

2：放課後子ども教室

地域住民の参加と協力を得て、学習やスポーツ、文化、地域住民との交流活動などの取り組みを推進し、子供たちの豊かな人間性を育てています。

対象者	豊島区内在住、または豊島区立小学校に在学の児童
実施場所	子どもスキップ、および当該校の施設
利用方法	各子どもスキップに一般利用届出書を提出。各放課後子ども教室のお知らせを確認の上、申し込んでください。
実施内容	工作や手芸、囲碁や将棋、書道や茶道、読み聞かせや英会話などの屋内活動から、テニスやバレーボール、バドミントンなどのスポーツ、ダンスや体を動かすあそびまで、子供たちの好奇心や関心を育む魅力的なプログラムを数多く用意しています。各子どもスキップに放課後子ども教室の内容や日時が掲載されているお知らせがあります。

* 放課後事業の施策見直しに応じて変更になる場合があります。



Ⅲ 学童クラブ基本事項

1：学童クラブ

対象者	<p>豊島区内在住、または豊島区立小学校に在学しており、保護者の就労・疾病等の理由で放課後の時間帯に保護を受けられない児童</p> <p>*利用条件については、P5、6をご参照ください。</p>
利用時間	<p>○授業のある日 当該小学校の放課後～午後6時（土曜日は午後5時まで）</p> <p>○授業のない日 午前9時～午後6時（土曜日は午後5時まで）</p> <p>◇休業日 日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）</p> <p>*夏休みなどの長期学校休業日・開校記念日・振替休業日なども実施しています。</p> <p><時間の延長></p> <p>① 9時前利用（学校休業日・土曜日） 保護者の就労時間（通勤時間含む）が午前9時より前にかかる方は、午前8時15分から利用することができます。</p> <p>② 延長利用（平日のみ） 保護者の就労時間（通勤時間含む）が午後6時より後にかかる方は、午後7時まで利用することができます。</p> <p>*①②は、別途申請が必要です。</p>
利用料等	<p>○基本利用料：月額4,000円</p> <p>○9時前利用：年額1,000円</p> <p>○延長利用：月額1,000円</p> <p>○間食費：月額1,000円</p> <p>*<u>月の途中から利用開始または、月の途中で退所した場合でも1か月分の利用料が発生します。欠席届を出されても、学童クラブ在籍中は利用料が発生します。</u></p> <p>*所得（税額）等により、減額・免除の制度があります。 P7「3：利用料の減免」をご参照ください。</p> <p>*間食費について、P7「4：間食の取扱い」をご参照ください。</p>
送迎	<p>原則、保護者の送迎は必要ありません。</p> <p>延長利用の場合は保護者のお迎えが必要です。</p>
利用方法	<p>各学童クラブで利用申請を行ってください。</p> <p>新年度の4月1日からご利用希望の場合は、一括申請期間があります。</p> <p>*P8「5：新規利用申請の時期・提出書類」をご参照ください。</p>

2：利用条件

区内在住または、当該区立小学校在学の児童。

保護者の状況による利用資格は以下のとおり。

申請事由	条 件		提出書類
	1～3年生・障害児	4～6年生＊1	
就 労	午後1時～午後6時の間に2時間以上の就労を、1月につき12日以上、かつおおむね1月以上行っている。	午後1時以降5時間以上(午後6時までの間に2時間以上)の就労を、1月につき16日以上、かつおおむね1月以上行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書 ・シフト表等(該当者のみ)
疾 病	次のいずれかに該当するとき ① 入院または、1週につき3日以上(月曜日から金曜日までは午前12時以後に係るもの、および土曜日)を、おおむね1月以上要する。 ② 居宅内において寝たきりの状態または、精神性疾患もしくは、感染症疾患のため、おおむね1月以上の療養を要する。	次のいずれかに該当するとき ① 入院または、1週につき4日以上(月曜日から金曜日までは午前12時以後に係るもの、および土曜日)を、おおむね1月以上要する。 ② 居宅内において寝たきりの状態または、精神性疾患もしくは、感染症疾患のため、おおむね1月以上の療養を要する。	<ul style="list-style-type: none"> ・申立書 ・診断書(コピー)または、診察券(コピー)＋領収書等
心 身 障 害	身体障害者手帳(1～4級までのものに限る)、愛の手帳または、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。		<ul style="list-style-type: none"> ・申立書 ・手帳(コピー)
看 護 ま た は 介 護	次のいずれかに該当するとき ① 居宅内において、常時看護または、介護を、おおむね1月以上行っている。 ② 居宅外において、1月につき12日以上(月曜日から金曜日までは、午前12時以後に係るもの、および、土曜日)を、おおむね1月以上行っている。	/	<ul style="list-style-type: none"> ・申立書 ・診断書(コピー)または、診察券(コピー)＋領収書等 ・看護・通院等調査票

申請事由	条 件		提出書類
	1～3年生・障害児	4～6年生＊1	
就学または技能習得	月～土曜日までに居宅外において、午後1時から午後6時までの間に2時間以上、1月につき12日以上 ¹ の就学または、技能習得を1月以上行っている。	月～土曜日までに居宅外において、午後1時以降5時間以上、1月につき16日以上 ¹ の就学または、技能習得を1月以上行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・申立書 ・在学証明書（予定であれば入学決定通知等コピー） +授業時間割表等（令和6年度分）
その他	その他、明らかに児童の保育に欠けると認められる事由 <ul style="list-style-type: none"> ・求職（2か月の利用／主たる生計者の場合は更新可） ・出産（1か月の利用/産前・産後いずれでも可＊2） ・両親不在（死亡・離別・行方不明・拘禁等） 	その他、明らかに児童の保育に欠けると認められる事 <ul style="list-style-type: none"> ・出産（1か月の利用／産前・産後いずれでも可＊2） ・両親不在（死亡・離別・行方不明・拘禁等） ＊求職中は申請不可	<ul style="list-style-type: none"> ・申立書 ・その他、事情が分かるもの等（求職＊3・出産は基本的に添付書類なし）

- （＊1）4～6年生の児童は、
上記条件に加え平日週4日以上、午後6時までの利用を必要とするものに限り。
- （＊2）出産予定日が4月30日の場合は
 ①4月1日～30日、②5月1日～31日、③4月15日～5月14日など。
 ③のように月をまたぐ場合、利用料は2か月分かかります。
- （＊3）主たる生計者の求職による入会は、更新時に「求職活動報告書」が必要です。

*障害のある児童（通級・医療機関の診断等含む）について

- ・4年生以上の児童も3年生までの利用条件で審査をします。
- ・P10「6：障害のある児童（通級・医療機関の診断等含む）の利用」をご参照ください。

*夏休み等、学校休業期間のみ利用を希望する場合も、上記の利用条件を満たしていれば申請できます。

3：利用料の減免

○減免制度対象世帯（児童）

生活保護受給世帯、住民税非課税世帯	免除
住民税均等割課税のみの世帯、就学援助認定世帯、 同一世帯から2人以上利用している2人目以降の児童 など	5割減額

○申請方法

- ・「子どもスキップ学童クラブ利用料（減額・免除）等申請書」に必要事項を記入し、
在籍している学童クラブに提出してください。
- *申請書は、学童クラブの利用決定された方全員に送付します。

○対象月

- ・申請書提出月から当年度末

○結果通知

- ・審査後、順次通知します。
減免決定後、過納分がありましたら、充当・還付いたします。

4：間食の取扱い

○間食費：月額 1,000 円（現金で各学童クラブへ納めてください。）

- ・午後 5 時以降も利用し、間食を希望する方を対象に提供しています。
- ・利用料の減額・免除世帯に該当する方は、申請により、区が半額を助成する制度があります（同一世帯 2 人目以降の児童を除く）。
- ・継続して 15 日以上欠席するときは、事前の届出により間食費は半額になります。

5：新規利用申請の時期・提出書類

○令和6年度 豊島区学童クラブ利用申請スケジュール

*令和5年6月時点での予定です。日程は変更になる場合があります。

日程		申請の流れ
令和5年	11月6日～ (予定)	学童クラブ利用申請書類配布 ◇配布場所…各学童クラブ ※区HPから一部ダウンロード可
	11・12月	★在籍者（令和5年度利用者） 学童クラブ利用申請受付 ◇提出期限…11月13日～12月11日（予定） ◇提出先 …ご利用希望の学童クラブ
令和6年	1月	★新規利用者 学童クラブ利用申請受付 ◇提出期限…1月4日～19日（予定） ◇提出先 …ご利用希望の学童クラブ
	2月下旬～	学童クラブ決定通知発送 ※順次発送致します

※初めて学童クラブを利用する場合、利用申請時に保護者の方と入会希望児童の面談が必要です。あらかじめ学童クラブに連絡し面談の日時をご確認ください。

- 一括申請期間後も随時申請の受付を行っています。
ご希望の学童クラブへご相談ください。
- 年度途中の入会も可能です。申請から利用開始までに、約2週間かかります。

○学童クラブでの書類配布、及び受付時間

- 平日：午前11時45分～午後5時30分
- 土曜日：午前9時30分～午後5時
- 学校休業日：午前9時30分～午後5時30分

*学童クラブの休業日（日曜日・祝日・年末年始：12月29日～1月3日）は書類配布、受付はできません

◎提出書類

学童クラブ利用申請書のほかに、申請事由により以下の書類の提出が必要です。

申請事由		提出書類	備考
就労	就労	就労証明書＊1	一括申請期間に申込の場合は一括申請書類配布日以降の日付のもの。
	該当者のみ	シフト表、タイムカードのコピー等	雇用先の用紙（4週間分）を使用してください。不規則な勤務形態（シフト制・フレックスタイム制等）で、就労証明書の形式では記入できない場合に提出してください。
	就労予定	就労証明書＊1	就労開始後に就労証明書の再提出が必要です。就労前の提出が難しい場合はご相談ください。
	育休復帰	就労証明書＊1 ※復帰予定日を備考欄に記入	4月に育休から職場復帰する場合のみ、一括申請期間に申請可能です（5月以降に職場復帰する場合は、4月以降の申請です）。学童クラブの利用開始可能日は実際の職場復帰日からです。就労開始後に就労証明書の再提出が必要です。
疾病	診断書のコピー、 または診察券コピー＋領収書	*2	
心身障害	手帳のコピー	*2	
は介護 はまた	診断書のコピー、 または診察券コピー＋領収書 看護・通院等調査表、看護計画書等	*2	
就学	在学証明書のコピー（予定であれば入学決定通知等のコピー） 授業時間割表等（令和6年度分）	*2	
その他	求職	申立書	1～3年生の保護者のみ。利用は2か月まで。主たる生計者の求職の場合は求職活動状況報告書を出すことで2か月ごとに利用期間の更新ができます。
	出産	申立書	利用は1か月まで（産前・産後いずれでも可*3）
	両親不在	申立書	死亡・離別・行方不明等

（*1）豊島区立学童クラブ申請用の就労証明書書式を使用してください。

保育園申請用の就労証明書等は使用できません。

（*2）そのほかに申立書が必要です。学童クラブより様式をお渡しします。

（*3）出産予定日が4月30日の場合は、

①4月1日～30日、②5月1日～31日、③4月15日～5月14日など。

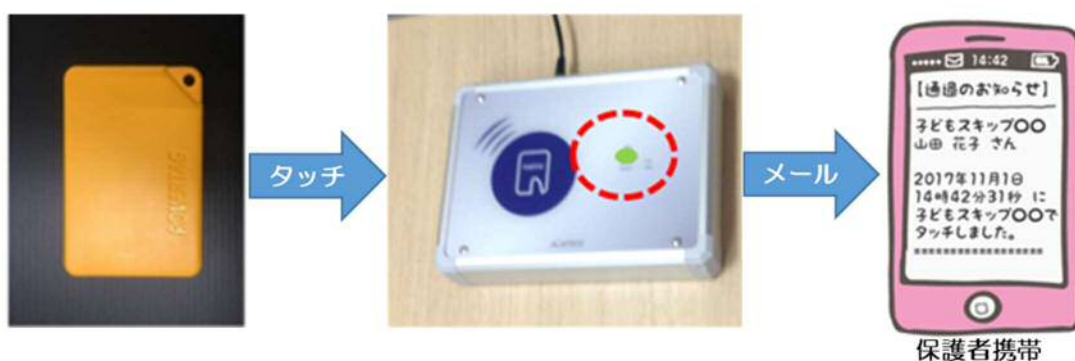
③のように月をまたぐ場合、利用料は2か月分かかります。

6：障害のある児童（通級・医療機関の診断等含む）の利用

- ・集団保育が可能であるか等、児童の状況により「障害児等学童クラブ審査委員会」において、利用について判断をします。
また、4年生以上の児童も3年生までの利用条件で審査をします。
詳しくは、P5、6「2：利用条件」をご参照ください。
- ・申請時に追加で必要な書類があります。事前に各学童クラブ・放課後対策課にご相談ください。

7：入退室管理システム（ミマモルメ）

- ・学童クラブ利用児童には、入会后 IC タグを配付します。学童クラブへ登室・退室した時、専用のリーダーにタグをかざすことで、ご登録いただいたメールアドレスにお知らせすることができます。
- ・メールアドレスは最大4件登録することが可能です。
- ・このサービスは、豊島区立小学校に通学している1～3年生にも提供されています。小学校の校門を通過した際にも、お知らせのメールが送信されます。
(学童クラブに通っていない児童は学校に申込みをし、タグを準備する必要があります)



8：保護者会・個人面談

- ・保護者会は年に数回、個人面談を年1回程度実施しています。必要がある場合は随時実施します。

9：行事・学習

- ・季節の行事やお楽しみ会等を実施しています（内容は各学童クラブによって異なります）。子どもスキップの一般行事にも参加しています。
- ・学習指導は行っていませんが、宿題の声掛けなどは行っています。
- ・長期休業中は、午前中に自主学習の時間を設けています。

Ⅳ 子どもスキップ全般及び一般利用についてよくあるご質問

Q1：一般利用と学童クラブの主な違いはなんですか？

・A：

◇一般利用（無料） ⇒ P2「Ⅱ 子どもスキップ（一般利用）基本事項」

保護者と児童との間で帰宅時間などを決める自主的な利用です。

区内在住、または豊島区立小学校在学の児童が利用できます。

◇学童クラブ（有料） ⇒ P4「Ⅲ 学童クラブ基本事項」

保護者の就労などの理由で放課後の保育に欠ける児童のために設けられました。

集団生活を通してこれらの児童の自立を支援し、健全な育成を図る事業です。

入退室システムや連絡帳などによる出欠・帰宅時間の管理、体調確認、宿題の声掛け、間食の提供などを行います。

また、9時前利用(午前8時15分～9時)及び延長利用(午後6時～7時)を実施しています。

利用に際し、保護者の就労時間などの条件があります。詳細はP5、6「2：利用条件」をご参照ください。

その他、登録方法などについて違いがあります。

Q2：障害のある児童も一般利用は可能ですか？

・A：児童1人での利用が困難な場合は、保護者等の付き添いをお願いすることがあります。ご利用になる前に施設へご相談ください。

Q3：ケガをした場合、保険はどのようになっていますか？

・A：豊島区では、乳幼児・小学生・中学生の通院や入院における保険診療の自己負担分について全て医療費助成の対象になっており、直接保護者が診療費を負担する必要がないため、課独自の保険はありません。

Q4：感染症などで学級閉鎖・学年閉鎖になった場合は利用できますか？

・A：インフルエンザ等の感染症などで学級閉鎖・学年閉鎖になった場合は、該当クラスまたは学年は、一般利用・学童クラブ共に利用できません。

V 学童クラブについてよくあるご質問

Q1：学童クラブではどのように過ごしていますか。

- ・A：学童クラブでは通常、以下のような過ごし方をしています。
また、夏休みなど長期の学校休業期間については、昼食を持参していただいております。

(学童クラブ/授業のある日)	
14時頃	① 下校
	② 自主学习
	③ 自由遊び
17時頃	④ 希望者に間食
18時頃	⑤ 順次帰宅
19時	延長利用は19時まで



Q2：どこの学童クラブを利用したらよいですか？

- ・A：入学する小学校の学童クラブを利用することが一般的です。
入学する小学校以外の学童クラブを利用することもできます。
*利用できる学童クラブは1つだけです。

Q3：申請をしても利用できないことはありますか？

- ・A：「学童クラブ利用条件」にあてはまらない場合は、利用ができません。
詳しくは、P5、6「2：利用条件」をご参照ください。
*状況に応じて、子どもスキップの一般利用もご検討ください。

Q4：待機はありますか？

- ・A：待機はありません。(令和5年6月末現在)
ただし今後の状況によっては、待機が発生する可能性があります。
また、希望の施設が偏った場合、第一希望の学童クラブに入会できないこともあります。申請書に第二希望まで記入可能です。

Q5：2、3年生になっても、引き続き同じ学童クラブを利用できますか？

- ・A：単年度申請のため、翌年度も利用する場合は改めて申請する必要があります。

Q6：持病がある児童も利用は可能ですか？服薬管理等はしてもらえますか？

- ・A：集団保育が可能な状況であれば利用できます。ただし、疾病により特段の配慮が必要な場合や医療的な処置が必要な場合には、ご利用が難しいこともあります。
事前に各学童クラブ・放課後対策課にご相談ください。
また、職員は原則として服薬管理はしません。与薬が必要な場合は、医師による与薬依頼書・指示書が必要です。

Q7：児童が病気時の取り扱いはどうなりますか？

- ・A：風邪などで学校を欠席した場合は、学童クラブも欠席していただきます。

Q8：学校から学童クラブまで送ってもらえますか？

- ・A：学校から学童クラブへの送迎は行っていません。
また帰宅時も、職員による送迎は行っていません。同じ時間帯・同じ方向に帰る児童をできるだけまとめ、途中まで見送る等の対応をとっています。

Q9：仕事が午後6時には終わらないので、お迎えにいけません。

・A：基本的には、保護者による送迎の必要はありません。

ただし、午後6時～7時の延長利用をされている場合は、必ずお迎えが
必要です。

また、台風等の荒天時には、保護者の送迎をお願いする場合があります。

Q10：学童クラブから塾へ行き、また学童クラブへ戻ることは可能ですか？

・A：塾通い等は「早帰り」扱いとなるため、再度学童クラブへ戻ることはできません。

早帰りで帰宅し、再度来所した場合は、学童クラブではなく一般利用となります。

ただし「途中外出申請書」を前日までに提出し、以下に該当する場合は可。

- ① グループ活動（PTA主催・町会主催等）
- ② 通院および薬剤の受領

Q11：夏休みの過ごし方やお弁当について教えてください。

・A：一般的な過ごし方については以下の通りです（各施設により若干の差があります）。

また昼食は、家庭より持参してください。学童クラブ宅配弁当を利用することができます。

【午前】自主学習（一時間程度）、その後自由遊び

【午後】昼食後一定の休息時間を設け、その後自由遊び

Q12：兄一般利用、弟学童クラブです。夏休みなど一緒に昼食はとれますか？

・A：一般利用児童と学童クラブ利用児童は、別の部屋で食事をとります。

ただし、その日の利用人数等によっても対応が異なるため、詳細は学童クラブにご相談ください。

Q13：夏休みの学校でのプール指導後に、学童クラブの利用はできますか？

・A：利用できます。プールの開始時間等によっても対応が異なるため、詳細は学童クラブにご相談ください。

- ① 自宅から直接プールへ行き、プール終了後、学童クラブへ来る。
- ② 自宅から学童クラブへ行き、昼食等を置いてプールへ行く。プール終了後、学童クラブへ戻る。

VI その他の放課後事業についてよくあるご質問

Q1：放課後子ども教室について教えてください。

- A：地域の方々の協力を得て、学習やスポーツ、文化、地域住民との交流などの活動を行っている放課後事業です。

子どもスキップに利用届出をしている児童が参加できます。

各放課後子ども教室で実施プログラムが違いますのでご確認ください。

詳しくは、P3「2：放課後子ども教室」をご参照ください。

Q2：校庭開放事業について教えてください。

- A：小学校の校庭を児童及び保護者同伴の幼児向けに開放しています。

- 平日：授業終了後～午後6時

- 土・日曜日、祝日：午前10時～午後6時

*開放時間は学校・季節により異なります。

利用できる対象は学校により異なります。詳しくは各校の学校開放管理員にお問い合わせください。

Ⅶ 子どもスキップ施設一覧

No	名 称	住 所	電 話
1	子どもスキップ仰高	豊島区駒込 5-1-9 仰高小学校内	3949-1307
2	子どもスキップ駒込	豊島区駒込 3-13-1 駒込小学校内	3915-2411
3	子どもスキップ巣鴨	豊島区南大塚 1-24-10 巣鴨小学校内	3944-4531
4	子どもスキップ清和	豊島区巣鴨 3-13-12 区民ひろば清和第二内	3910-5417
5	子どもスキップ西巣鴨	豊島区西巣鴨 2-14-11 区民ひろば西巣鴨内	3915-2301
6	子どもスキップ豊成	豊島区上池袋 1-18-24 豊成小学校内	3940-4735
7	子どもスキップ朋有	豊島区東池袋 4-40-1 朋有小学校内	3987-6904
8	子どもスキップ朝日	豊島区巣鴨 5-33-1 朝日小学校内	3940-6068
9	子どもスキップ池袋第一	豊島区上池袋 4-28-1 池袋第一小学校内	3916-3441
10	子どもスキップ池袋本町	豊島区池袋本町 1-43-1 池袋本町小学校内	3988-5176
11	子どもスキップ池袋第三	豊島区西池袋 3-14-3 池袋第三小学校内	5952-0755
12	子どもスキップ池袋	豊島区池袋 4-23-8 池袋小学校内	3988-5254
13	子どもスキップ南池袋	豊島区南池袋 3-5-12 区民ひろば南池袋内	3981-5460
14	子どもスキップ高南	豊島区高田 2-12-7 高南小学校内	3987-1877
15	子どもスキップ目白	豊島区目白 2-11-6 目白小学校内	3983-6714
16	子どもスキップ長崎	豊島区长崎 2-6-3 長崎小学校内	5995-6025
17	子どもスキップ要	豊島区要町 2-3-20 要小学校内	3974-7397
18	子どもスキップ椎名町	豊島区南長崎 4-30-5 椎名町小学校内	3953-6451
19	子どもスキップ富士見台	豊島区南長崎 1-10-5 富士見台小学校内	3565-2955
20	子どもスキップ千早	豊島区千早 3-33-5 千早小学校内	3974-1665
21	子どもスキップ高松	豊島区高松 2-57-22 高松小学校内	3974-1020
22	子どもスキップさくら	豊島区长崎 6-16-1 さくら小学校内	3956-8177